

学校経営と学校図書館

堂免 寛

2018年

広島文教女子大学

第 1 章 公共図書館とは

1 公共図書館の目的

公共図書館とは、不特定多数の一般公衆の利用に供することを目的として設立、運営されている図書館のことである。最も身近な図書館として地域の人々に読書をはじめとする情報サービスを提供し、人々が知識や情報を得たりレクリエーションを楽しめるように助けることを目的としている。

2 公共図書館の役割

(1) 公共図書館の役割

図書館は、国民のために知識の糧を提供する任務を担う。文化教育の必須不可欠の機関として位置づけられるべきである。

(2) 公共図書館の働き

一般公衆の教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする。

この中で、公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供するとともにとともに、住民の資料要求を増大させるのが目的である。

3 図書館運営の実際～広島県呉市立倉橋図書館を例に～

(1) 運営方針

来館者の増加を図っていくこと、そして、来館者一人一人の満足度を高めていくことの二点に重点を置く。

- ① 管理運営について
- ② サービスの充実・向上について
- ③ 読書推進活動について
- ④ 蔵書の充実について

(2) 概要

面積 331,42㎡

図書館資料 雑誌等(133点)

蔵書点数(47,685点)

呉市全体(723,396点)

(3) 図書館の行事

- ① 定例行事

絵本会 毎月第3土曜日

② 不定期な行事例

6月～7月 七夕飾り (絵本会と共催)

七夕前に絵本会を開き、しおりを飾る。

7月～8月 子ども司書

小学生2名 夏3h×3 秋2h×1

キャリア・スタート・ウィーク

中学生2名 5日間

11月 図書館寄席(倉橋小学校)

小学生全校 ジャンボ衣笠さん

第2章 公共図書館の業務

1 主な業務

(1) 貸出・返却・配架

(2) 館内整理

(3) 新聞及び資料の収集・整理

(4) 入力業務

- ・ 図書館利用カードの登録入力

- ・ 予約・リクエストの入力

読みたい本をパソコンに入力し、待機する。

購入してほしい本をパソコンに入力し待機する。

- ・ 書店購入本・寄贈本をパソコンに入力する。

(5) 選書

- ・ 毎週購入する本を選び、中央図書館でまとめて購入する。

利用者からリクエストのあった本。

地域の実態に応じて選書する。例万葉集に関する本

(6) レファレンス

(7) 相互貸借の事務

- ・ 利用者が読みたい本が、倉橋図書館に所蔵していない場合に、他図書館の所蔵状況を調べる。所蔵する図書館に借受を依頼し、利用者に提供する。

- ・ 他の図書館からの求めに応じて、当館の所蔵する資料を貸出する。

- (8) 装備並びに修理
 - ・ブックコート ページはずれ等の修理
- (9) 館内展示
 - ・新着図書 季節に応じて
テーマ（科学研究等）
- (10) 絵本会・講演会などの企画・立案・実施

2 主なサービス

(1) 直接サービス（奉仕）

① カウンター業務

- ・主に貸出・返却の手続き（バーコードで）
- ・予約サービス
当館に所蔵していない本をどの館にあるか探し、予約する。
- ・コピーサービス
著作権法に基づいてコピーをとる。
（第31条第1項の規定の範囲内）

雑誌等は、次回号が図書館資料となってから。

② レファレンス・サービス

日本語では、参考業務や相談業務と呼ばれている。調べものの手伝いや、本探しの手伝い

(2) 間接サービス（整理）

① 選書

週1回

【留意事項】

- ・利用者から購入希望があったもの。
- ・利用者の読書傾向や要求を把握し、資料を収集する。
- ・地域の実態に応じたもの。
それぞれの地区館で特徴がある。例えば、文庫本の種類や児童書の種類、作家等

② 整理

- ・資料の分類をする。
十進分類法（NDC）という決まりにしたがって、本の内容によって分類され、分類記号がふられている。
- ・装備や修理をする。

ブックコートや修理をする。

(3) その他のサービス

- ① 文化・集会活動やそれらの援助
- ② 絵本会や講演会などの開催
- ③ PR（広報）活動
 - ・「市政だより」や「まちづくりだより」
 - ・「図書館だより」
- ④ 館内の展示
 - ・季節の本・季節感のある展示
 - ・話題の本のコーナー
 - ・新着図書コーナー
- ⑤ 接遇
 - 【留意事項】
 - ・あいさつ
 - ・返事
 - ・笑顔

参考

日本十進分類法

図書館では、すべての本をその本の内容や種類によって分類しています。日本で一番使われている分類の方法が、日本十進分類法です。0から9までの10のテーマに分けて、その一つ一つをさらに10に分けていく、ということをどんどんくり返していく方法です。英語で表した言い方を短くして、NDCとも呼びます。210や913など資料のラベルに書いてある記号は、この方法でつけられています。

ラベル

資料の請求記号が書かれたシールのことです。本の背の下のほうについていることが多いです。図書館で本を排架するときや本をさがすときは、これを見ます。

請求記号ラベルとはべつに、表紙やうら表紙にバーコードのラベ

ルがはってあることもあります。



図 1 国立国会図書館HP

本の並べ方

- ① 分類記号順（数字順）に並べます。
- ② 分類記号ごとに、図書記号順（五十音順）に並べます。
※図書記号が一緒の場合は、同じ著者を集めてます。
- ③ 巻数，または年数があるものは，数字順に並び変えます。

第 3 章 学校経営計画

1 学校教育と生涯教育

(1) 教育とは

学校教育，社会教育，家庭教育の 3 領域がある。

家庭教育→学校教育→社会教育

(2) 学校教育

学校教育は生涯教育の一過程である。

- ・満 6 歳～15 歳…義務教育
- ・後期中等教育…高等学校
- ・高等教育…大学

生涯教育・学習における学校がなすべき役割は生涯学習の基礎を形成することである

具体的には，知識の獲得方法や学習の方法，学び方に関する理解・技能及び自ら学ぶ態度を培うことである。

このことは，生きるための自己教育であり，教育本来の目的である「生きる力」を学ぶ方法を学校教育の過程で身につけることである。

(3) 学校教育と学校経営計画

学校教育は意図的・計画的な教育であり，教育課程は教授内容（児童・生徒の学習活動を指導する内容）の計画（目標・学年配当・週時程・月間・学期・年間計画）である。

学習指導要領は国が教育課程の基準を定めたものであり，学校経営計画は学習指導要領や各自治体の教育委員会の方針，学校や地域の実態等を踏まえて，各学校において設定する。

参考

学校経営方針に設定にあたって

海田南小学校校長 堂免 寛

海田南小学校の子どもたちがいるから私たち南小の教職員がいます。この子どもたちが安心して学校に来ることができ，しかも一人一人に居場所があり，友だちと共に学ぶ楽しさを味わえる学校をめざしています。毎日学校へ来ることを楽しみにし，家庭で学校のことを保護者へ話し，また，学校生活に全力を出し切ることができる喜びを味わわせたいと思っています。そんな学校を創っていこうと思います。つぎのことを共通理解して必要があります。それが，保護者や地域のみなさんに信頼される学校につながってくると思います。

1 経営の理念

憲法・教育基本法・学校教育法及び広島県・海田町教育委員会の施策・方針に基づき，本校の児童や地域の実態を踏まえ，日々の教育実践の反省を生かし，21世紀を生きる子ども一人一人を大切にしたい南小教育の創造と充実を全教職員が共通理解をもって推進する。

社会の変化に主体的に対応し，自ら学び，心豊かに，たくましく生きる子どもを育成する。

2 めざす学校像 — 地域に信頼される学校 —

地域に信頼される学校をつくるために

- 「確かな学力」を身に付け

○ 豊かな心を育み

○ たくましく生きる子どもを育てることが大切です。

このことを、1年間私たち全教職員が目標にもっておく必要があります。

研修を大切にす学校

子どもたちに確かな学力をつけ、豊かな心を育てていくためには研修を大切にし、授業力の向上を図りたいと思います。それぞれが学級経営、授業について課題を持ち、研修に取り組み、地道に歩んでいくことが大切です。

あくまでも、目の前の子どもを中心に考えた教育実践が大切です。子どもの姿で教育が語れる実践をめざしています。

授業を創る — 質の高い自分の授業を —

子どもたちが基礎・基本をしっかり身につけ、学ぶ喜びを味わう授業を創造したいと思っています。その時点で自分なりに良い授業と思えるような実践を重ねることができたらどんなに素晴らしいことだろうと思います。

心を豊かにする教育

子どもたちがなぜイライラするのか、なぜすぐに切れるのか、といった問題は私たちに突きつけられた重要な教育上の課題です。「心を豊かにする教育」を口先だけではなく、地道な教育実践によって創造し、まず身近な海田南小学校の「子どもの心を輝かす教育」を展開し、全教職員で子どもの成長を喜びあいたいと思います。・ ・

学校・学級としての考え方、取り組みを発信する

子どもたちの様子や、学校・学級としての思いを、保護者や地域に示して、教育活動への理解や協力を得る努力をしていく必要があると考えています。

全教職員ですべての子どもたちを

教職員一人一人の持ち味を発揮して教育目標を意識し、方向性が一致した教育活動を進めていきたいと思っています。職種・役割は違っ

ていても思いをトータルに結集することによって子どもの姿に現れる責任ある教育の推進ができると思います。

また、報告・連絡・相談をそのつど確実に行ってください。

3 こんな教職員に

教職員の専門性を発揮する

教職についている人に求められるのは、「専門性」です。この専門性とは次のことだと思います。

専門性は、「職業性」と「人間性」から成り立つように思います。

職業性とは・・・

人間性とは・・・

職務遂行にあたって

校務分掌を担当し、何かを企画することがあると思います。そのとき、昨年どおり・これまでと同じということは出来るだけしないように、しっかりと見直してください。今やっていることを少し工夫して教育目標達成に向けた計画案をつくりましょう。

評価の的確性

授業においても、生活の場においても、子どもたちの言動に対して、それぞれの教職員が確かな評価尺度をもっていて、個性的な表現による的確な評価の言葉を返して営みを大切にしましょう。

心に響く語りかけ

子どもたちに様々な思いや、置かれている状況を正しく把握し、子どもの行動に感動したり、共感したりして子どもを支え励ます教師に。

- ・いろいろな学力
- ・いろいろな家庭
- ・様々な思い
- ・いろいろな人間としての思いや悩み

(中略)

5 読書への思い

学校図書館法第1条に「学校図書館が、学校教育において欠くこ

とのできない基礎的な設備であることに鑑み，その健全な発達を図り，もって学校教育を充実することを目的とする」と記されています。

「人は書物によって教えられ，書物によって導かれる」「ペンは剣よりも強し」ということわざがあるように，読書の人間形成に及ぼす影響は大きいと思います。読書から受けた知的感動や情的な感動は生きる喜びとなり，価値観の形成となり内面化します。

— おわりに —

教育活動の成果は子どもの姿に集結します。その姿も多様に現れるでしょうが，表の部分より裏の部分で評価できます。

端的に言えば，学校教育の評価はゴミが集まる場所で見取れません。

学校のゴミ集積場で学校の評価はできますし，乱雑な教室で確かな人間性が培われることは不可能です。

目につきやすい表の部分のみ意識しないで，裏の部分に目と手と心を注いで教育活動を展開していきたいものです。

教職員それぞれが，責任と役割を自覚して協力し，互のよさを認め，満足感を共有し，痛みを分け合ってこの学校で暮らすことの喜びを感じ，つつましやかに誇りがもてる海田南小学校とするために，みんな歩みの速度は違い，方法は異なっても，方向だけは共にして創意ある実践を積んでいきましょう。

第4章 学習指導要領等に示された学校図書館

1 新学習指導要領に示された学校図書館

平成29年に改訂された小学校学習指導要領において，学校図書館は次のように示されている。

■総則 第3 教育課程の実施と学習評価

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童の主体的

・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに 児童の自主的，自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また，地域の図書館や博物館，美術館，劇場，音楽堂等の施設の活用を積極的に図り，資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

■国語科 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1

(6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ，第3学年及び第4学年，第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については，読書意欲を高め，日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに，他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

2

(2) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また，全ての学年において，地図帳を活用すること。

■総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2

(7) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

■特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり，自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら学習の見通しを立て，振り返ること。

このように，学習指導要領改訂の趣旨を実現していくために，学校図書館の活用は今後ますますその必要性が増してくるものといえる。

2 各自治体における読書活動の推進～広島県を例に～

全国の各自治体においては、読書活動を推進するために地域の実態に応じた取組を行っている。ここでは、広島県の事例を紹介する。

I 基本方針（体系図）

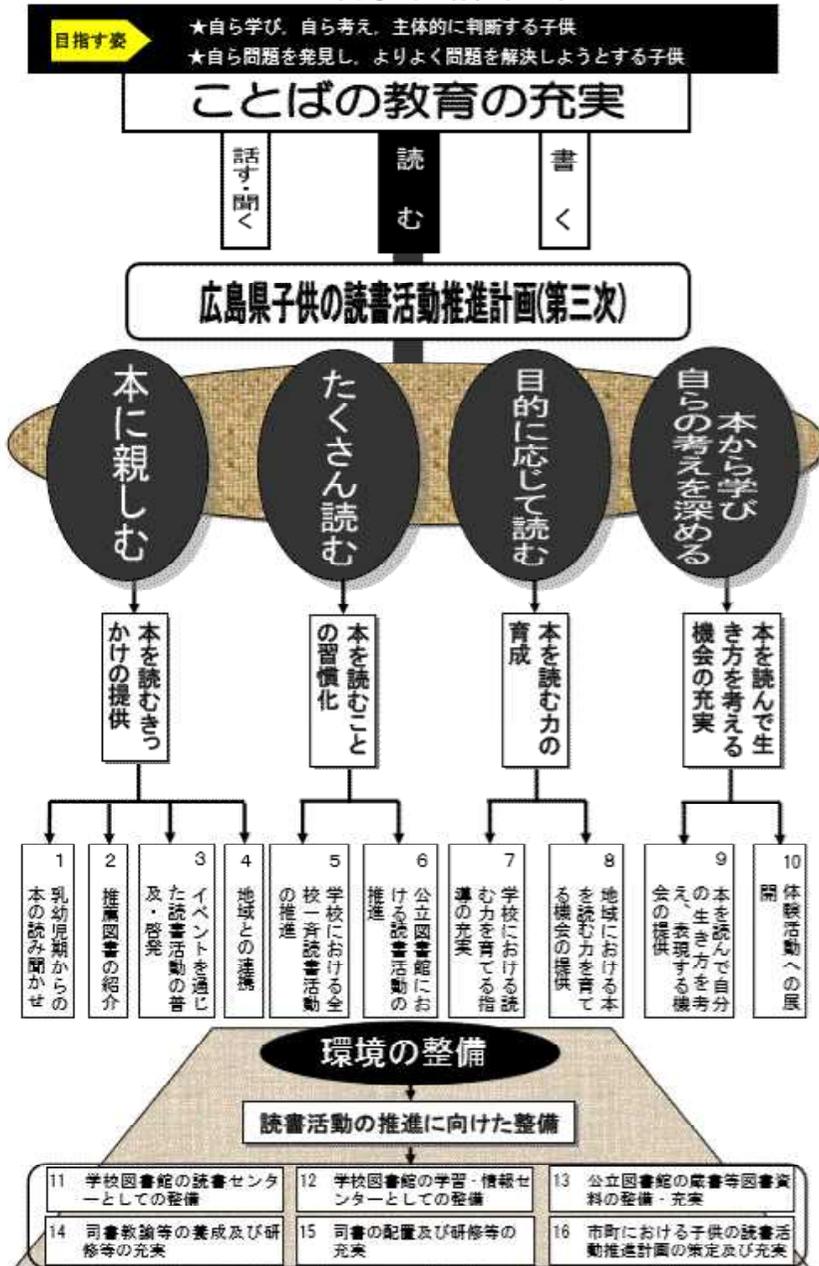


図2 広島県子供の読書活動推進計画（第三次）（広島県教育委員会）

図2のような計画に基づいて、広島県では学校図書館の活用を次のように推進している。

■ 目的

図書や視聴覚教材，その他学校教育に必要な資料を収集，整理，保存し，これを児童生徒及び教職員の利用に供することによって，学校の教育課程の展開に寄与するとともに，児童生徒の健全な教養を育成する。

■ 学校図書館を活用した教育の推進のポイント

- ① 読書センターとしての学校図書館
- ② 学習・情報センターとしての学校図書館
- ③ 地域に開かれた学校図書館

■ 具体的な取組

- ① 読書センターとしての学校図書館として



図3

神石小学校読書百選コーナーの設置 【神石高原町立神石小学校】

- ② 学習・情報センターとしての学校図書館



図4

「日本史」調べ学習の発表 【広島県立油木高等学校】

③ 地域に開かれた学校図書館

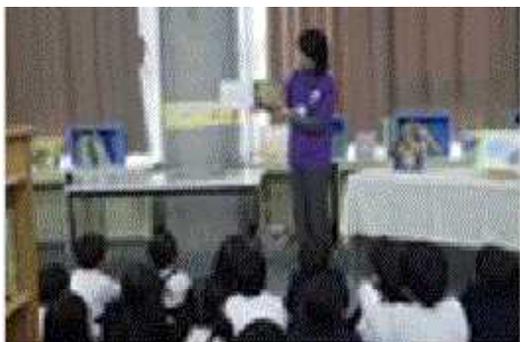


図 5
図書ボランティアによる読み聞かせ 【府中市立府中明郷小学校】

④ その他

子供の読書活動を推進する取組 県内では、学校や地域で読書の楽しさや大切さを他の子供たちへ広め、読書活動を推進する子供のリーダーを育てる「子ども司書」養成講座が実施されている。

第 5 章 学校図書館に関する法令

ここでは、法令から学校図書館の目的や役割等について概観してみる。

1 図書館法

■ 目的

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

■ 定義

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

■ 図書館奉仕

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければな

らない。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

以上のことから、図書館の目的や役割等は次のようにまとめることができる。

- 1 国民の教育と文化の発展に寄与する。
 - 2 一般公衆の利用に供し、その調査研究、レクレーション等に資することを目的とする。
 - 3 一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意する。
 - 4 学校に附属する図書館又は、図書室と緊密に連携し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- ⑤ 学校、博物館、公民館、研究所等との連携し、協力すること。

2 学校図書館法

■ 目的

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

■ 定義

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを見学又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けら

れる学校の設備をいう。

■設置義務

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

■学校図書館の運営

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

■司書教諭

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

■学校司書

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■設置者の任務

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

以上のことから、学校教育を充実させていくために、学校図書館は次のことを行っていかななくてはならない。

- 1 学校教育に必要な資料を収集し、整理し、保存する。
- 2 児童又は生徒及び教員の利用に供する。
- 3 学校の教育課程の展開に寄与する。

法令には定められてはいないが、学校図書館には次のような役割もある。

1 教材センターとしての学校図書館

教師も学校図書館のサービスの対象である。教師の教育活動のために必要な資料・情報を提供する。

司書教諭は、メディアの専門家として、個々の教師に対して、適切な助言ができる能力が求められている。

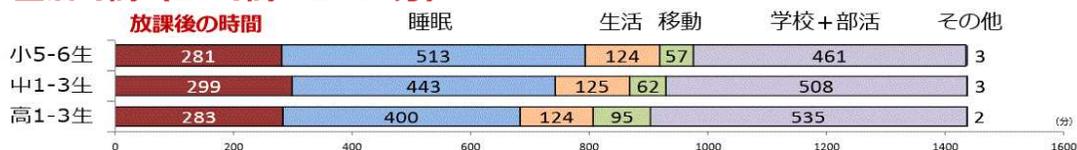
2 メディアセンター

図書資料だけでなく、「学校教育に必要な資料」を収集し提供することが求められている。(電子情報等)

第6章 子供の読書

1 子供の読書に関する実態

●生活時間 (24時間 = 1440分)



●放課後の時間



●メディアの時間



忙しいなかで、メディアの時間のやりくりが重要？

図6 生活の中に占める「読書活動」の比率 (ベネッセ教育総合研究所)

図6から、児童生徒の読書に費やす時間は、放課後の時間のなかの1～2%程度に過ぎないことが分かる。

● 「本を読む」時間（学年別）

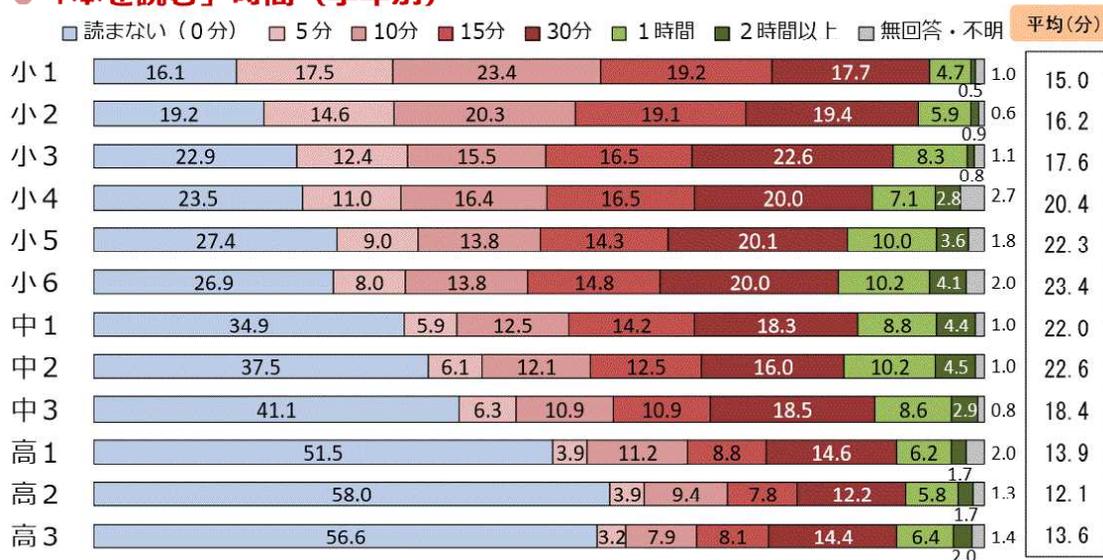


図7 「本を読む」時間の学年推移（ベネッセ教育総合研究所）

図7から、読書時間は学年が上がるにつれて減少し、高校生は半数以上が「0分」であることが分かる。

以上のようなデータから、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々なメディアの発達、普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未発達により、「読書離れ」が起きているといえる。

2 子供の読書の意義

1 子どもにとって読書は豊かな人生を「生き抜くために」「欠くことのできないもの」である。

読書は子どもたちの言葉・感性・情緒・表現力・創造力を啓発し、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていく。

2 「文字・活字」の問題は、「言葉（言語）」の問題であり、「読書」の問題である。読書と「言葉」は表裏一体の関係。言葉の獲得なくして読書は困難である。

3 読書という営みは、その言葉に内包されているもろもろの世界を獲得することである。

子供が本を読んで「うれしくなる」「悲しくなる」「不安を感じる」「感動する」といった感情を持つのは、文字（言葉）を通して描かれた世界を「想像する」からである。「本」（読書）も多様な世界を想像させる媒体である。文字（言葉）を通して人々の喜ぶ姿も悲しむ姿も思い描き想像することができる。

そして、子供が読書を通して得られるものとしては、次のような力が考えられる。

- 1 言葉の力 言葉の獲得によって世界を広げる。
- 2 感じる力 言葉によって認識し、言葉によって思考する。
- 3 想像する力 物語による体験
- 4 表現する力 言葉によって思いや意思を伝える。（言葉は思考の道具である）

第7章 子供の読書の推進

1 国の施策

子供の読書活動の推進に向けて、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、読書活動の意義を述べ、国及び地方公共団体の果たすべき責務を明らかにした。

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

国は同法に基づいて「第三次読書活動推進基本計画」を策定するとともに、学習指導要領にも読書活動の推進を位置付けた。

また、「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）を制定し、普及活動に努めている。

2 各地方公共団体及び学校の取組

第4章でも述べたように、各地方公共団体は「子ども読書活動推進計画」を策定し、取組を進めている。

さらに、各学校においても、次のような取組が行われている。

1 読書推進計画の立案

2 読書への具体的な取組の実施

- ・読み聞かせの実施
- ・委員会活動の充実（例）図書館祭り等

詳細は次章で述べる。

第8章 学校における読書活動の推進 ～「読むきっかけ」をつくる～

1 学校での読書推進の大切さ

教師が、子どもに本をすすめることは、子どもが本を読むようになる、「きっかけ」として非常に有効かつ重要である。

したがって、学校において教師が子供たちに本をすすめ、本について話し合うことは、大変重要で意義深い活動であるといえる。

そのために、教師自身が、まず本を読むことである。次に、自分の学級の子どもたちが何を読み、どんな本に心をゆさぶられているかを知るなど、子供の本についての情報にたえず関心をもつことが大切である。

それらを踏まえ、本気で子供たちにすすめたい本を何冊か用意し、折にふれてすすめる。さらに、子どもの周りにできるだけすぐれた本を大量に用意しそれらの本を子どもたち一人一人に手わたす努力をする必要がある。

大村はま氏は、一人一人に応じた本を準備し手渡す。一人だけの感想文を書かせた実践は有名である。

2 教育活動としての読書推進活動

学校での読書活動は、教育活動である。教育活動には目標、方法、指導がある。

(1) きっかけづくり

① 読書の質を高め、読書の力を伸ばす方法

- ・子ども同士で本をすすめ合う。
- ・おすすめの本のポップ作り
- ・読書会で読みを深める。
- ・読書感想文を書いて読書の感動を確かめる。

② 教師が行うレファレンス

レファレンス・サービスは、基本的には利用者の質問に答えるという形をとる。

学校図書館におけるレファレンス・サービスは、質問に回答したり、資料を提供したり、その質問を解くための資料や情報を検索したりする

ための方法を指導する。

これらは一種の教育活動であり，方法を指導することは児童・生徒に自主的な学習方法を身に付けさせる絶好の機会といえる。

学校図書館における児童・生徒の図書館利用は，教育活動としての機能をもっている。いつでも，質問に応じられるような態勢を図書館につくっておき，学習や調査を支援する。

なお，レファレンス・サービスは図書館についての専門的知識をもった司書教諭や学校司書の最も重要な任務である。

どうしても自校の図書館で回答できない問題であれば場合によっては公共図書館や，あるいはその専門機関，専門家など外部の機関に問い合わせたりして，質問者に紹介するといったサービスも必要である。

3 選書の方法

子どもの読書環境の多様化し，高度情報化社会のなかでの情報環境の構造的変化もみられ，活字媒体の地位は相対的に低下してきている。

一方で，スマホや携帯を使う時間，インターネットの利用も飛躍的に増大している。

選書にあたっては，こうしたメディア環境の構造的な変化を前提としながら進めていくことが必要である。

参考

「良書」と「適書」

学校図書館は，「健全な教養の育成」とかかわって，いわゆる「いい」本を読ませたいと思うものである。

教師は，「良書」とは「心に残り感動的な本」と捉えがちである。

しかし，学校図書館においては，「適書」，すなわち，できるだけ子どもの要求に対応できるよう「子どもの共感をよぶ本」を整備していきたいものである。

選書にあたっては，ニーズの把握に努める必要がある。ニーズの発掘には，学校の教育や子どものありようを知ることが前提となる。

また，ニーズには「現在のニーズ」，つまり，今求められている資料と，「将来的ニーズ」，つまり，教科学習や読書要求として将来的に求められる資料とがある。ニーズは固定的ではなく可変的なものである。

選書の手順，組織，回数としては，次に示す例が一般的である。

1 選定会議を設置する。

司書教諭，学校司書を軸に他のメンバーを含めて構成する。選定にあたっては，図書館担当が一人で選定しないこと。

2 事前に教職員（時には子ども）に購入希望図書の要望をとっておく。

司書教諭などは，選定に際し，選定に役立つ情報を用意しておく。

3 年間の図書予算を考慮しながら，学校図書館全体の蔵書構成を意識して計画的に進める。

第9章 学校における読書活動の推進 ～「読む楽しさ」を知らせる～

読書活動推進のための導入的指導として，次のような取組がある。

(1) 読書競争

子供たちの読書量を増やす。

○香川県善通寺市の小学校

エベレスト読書

1ページを1メートルとしてエベレストの高さと同じ頁数を読む。

○埼玉県川越市全小学校

小江戸読書マラソン

30冊読んだら完走とする。

認定証を手渡すとともに，次のマラソンカードを与える。

○その他の取組

スタンプラリー

読書貯金

読書の木

読書山登り」

読破賞

チャレンジ賞

これらの取組の効果としては，「読書に興味をもつ」，「読書量が増える」といったことが挙げられる。

一方，留意すべき点としては，「競争だけに終わらないようにすること」，「読む楽しさを味わわせること（じっくり）」「読書の質的なレベ

ルアップを図ること」,「本質的な作品理解を図ること」が挙げられる。

(2) 朝の読書

みんなで、毎日、好きな本を、ただ読む。

効果としては、「読書習慣が身につく」、「導入として非常に効果的である」といったことが挙げられる。

一方、留意すべき点としては、「子どもが自分ですぐれた本を選べるような環境整備を行う必要があること」、「図書館に豊富な本を揃えること」、「学級文庫を用意すること」、「公立図書館からの貸出を行うこと」が挙げられる。

(3) 読み聞かせ

読書の楽しさを知らせる上で有効で、いつでも どこでも だれでも 手軽に行える活動であり、読み手と一緒に楽しめる。

その際、担任の読み聞かせが効果がある。また、委員会活動として、高学年の子供が低学年の子供に子どもが子どもに読み聞かせるのも有効である。

(4) 紙芝居

テレビやビデオと違って、演じ手が直接子どもたちに向かって作品を肉声で伝えることから、子供たちに大歓迎される。

「古くて新しい」現代のメディアといえる。

(5) パネルシアター

パネル(板)を舞台にいろいろなパフォーマンスを繰り広げる「劇場」活動である。

この他にも、エプロンを舞台にして演じられる人形劇活動を「エプロンシアター」という。

アイデア一つで幅広い活用が可能である。読書の楽しさを知らせる読書推進活動にぴったりの手法である。

第10章 学校における読書活動の推進 ～「読書の輪を広げ、読書を深める～」

読書は、あくまでも読者である子どもの自発的で自主的な活動である。実情に即して積極的に創造的に展開するようにする。

具体的には、次のような取組がある。

(1) 読書ゆうびん

自分のすすめる本をはがきに書いて「ゆうびん」の形で相手に送る。ユニークな活動である。

本を読んで、その感動や印象を文章や絵ではがきに表現し、人に伝える活動である。

そのためには、自分がしっかり本を読んで、自分の思いを確かめることが求められる。

また、単なる通信に終わらないように、「読書ゆうびん」の趣旨は徹底しておく。さらに、内容については「推薦のポイントは必ず書く」、「本の書名等書誌的事項をきちんと書く」といったことを指導する。

(2) 読書のアニメーション

わが国に比較的新しく紹介され、注目を集めている活動である。

活動の概要は次のとおりである。

ゲームを進める読書指導者を「アニメーター」「アニマドール」と呼ぶ。

- ① 事前に子どもたちが該当の本を読んでおくこととする。
- ② アニメーターは物語の登場人物全員実際には登場しない架空の人物を混ぜた人物名リストを作成し、配布しておく。
- ③ リストを黙読し、物語を思いおこし、登場人物を確認する。
- ④ 発表し、確かめるために、物語のどの場面に登場したかを説明させる。

留意すべき点としては、次のようなことが挙げている。

アニメーターは、ゲームの単なる進行役でなく、子どもたちの読書が深められるように、ゲームのねらいや展開をきちんと設定し、そのための周到な準備を整えて臨む。

また、外面的でにぎやかなお祭り騒ぎにならないようにする。子供一人一人が静かにじっくりと考えることによって、読んだことを自分の中で内面化する活動であり、創造的な遊びである。

参考

「読書で遊ぼう アニメーション」(Sarto, Monserrat, 1997)より

ここに紹介する25の作戦は、私たちが10年以上にわたって、数え切れないほど多くの子どもたちに実践を重ね、彼らと共に試行錯誤を繰り返した結果として生まれたものです。

作戦はあらゆる子どもに用いることができますが、特に注目して

いただきたいのは、それらがすでに本を好きな子どもたちよりも、むしろ本の面白さにいまだに出会ったことのない子どもたちをターゲットにしているという点です。

自発的に本を読み始めたのではなく、学習として強制されているから、子どもは読書を拒むのではないのでしょうか。読書を価値あるものとも、大切だとも、楽しいとも感じられずに、自分には不要なものと思い込んでいる子どもたちにも、遊びを通じて読む楽しさを体験する「場」さえ与えれば、あとは子どものほうからどんどん積極的になってくるのです。子どもは本当は本が大好きですから。

読書のアニメーションで大切にすること

- ・ 本を全く、またはほんの少ししか読まなかった子どもが本に夢中になったでしょうか。
- ・ 与えられるのを待っているだけではなく、自ら探し求める子どもになるよう助けられましたか。
- ・ 子どもの中に生まれた、読書を楽しむ感性を伸ばすことができましたか。
- ・ 本にはたくさんのジャンルがあり、多種多様であることを子どもたちは発見できたでしょうか。

3つのゴール

理解し、楽しみ、深く考える

この3つが、作戦の目指すゴールです。これらを可能にするレクリエーション的要素のある読書こそ、子どもの個性を伸ばして未来を生き抜く力を蓄えるものです。

作戦1 「いつ？ どこで？」

【時間と場所についての質問に答えるゲーム】

○ ねらい

- ・ 物語を理解する。
- ・ 記憶力を鍛える。
- ・ 物語のなかのさまざまな時間の区別、場所の区別ができる。

○ 準備

- ・ 本

人数分。回し読みをしてこられるだけの数。読んでくるように伝える。時間や場所の移り変わりがわかりやすい本を選ぶ。

・質問カード

本の中から物語の時間や場所についての質問を作り,カードに書き入れます。これらを人数分用意します。カードはトランプくらいが扱いやすいでしょう。

○ 進め方

- ・子どもたちは前もって本を読んできています。ただし物語が短いときは,その場で本を配り,本を読むことから始めてもかまいません。
- ・アニメーターはこどもたちを集めて,まず物語のあらすじを話します。これからする質問に関係のある部分は特にゆっくり読んだり,繰り返したりして強調するとよいでしょう。
- ・質問カードをひとりに一枚ずつ配ります。そして子どもたちがそれを黙読し,答えを考える時間をとります。全員が質問を理解したのを見届けてから,アニメーターは子どもをひとりずつ当てます。子どもは自分のカードを読み上げた後,本を見ないでカードの質問に答えます。
- ・アニメーターは最後に,まとめとして適切なコメントをします。

○ アドバイス

- ・試験のような雰囲気にならないよう,アニメーターは笑顔でゲームを進めましょう。
- ・答えられない子どもには「まちがえたっていいんだよ」などと声をかけるのもいいでしょう。
- ・他の子どもが代わりに答えてもていいのです。また質問は簡単なものにしてください。

作戦2 「 ダウトをさがせ 」

【アニメーターの読みまちがいを子どもが言い当てるゲーム】

○ ねらい

- ・声にだして読まれているお話を静かに聞く。
- ・内容を正確に聞き取る。

○ 準備

- ・やさしい本がいいでしょう。
- ・参加者のレベルに応じて選びましょう。

○ 進め方

- ・子どもが集まったら,アニメーターは大きな声でゆっくりお話を読みます。
- ・まず,お話が面白かったかどうか,子どもたちの感想を聞きましょう。
- 出ってきた人の中で誰が一番面白かった?,それはなぜ?,どこが一番印象に残った?等を簡単に質問します。
- ・「さあ,2回目を読みますよ」と知らせて「わたしがまちがえて読んだら,大きな声で『ダウト!』って教えてね。」と言います。
- ・もう一度大きな声で本を読みますが,今度は名前や状況を何カ所か,一回目とは変えて読みます。ちがいに気がついた子どもはその場で声をだして知らせるのです。
- ・終わりに「今度また別のお話でこのゲームをしましょう。もっと面白くなるよ。」と言って終わらせるのもよいでしょう。

○ アドバイス

- ・声は,大きな声ではっきりと読んで下さい。
- ・ゲームが楽しく進行するためには,アニメーターの笑顔がとても大切です。

(3) 読書会

読書会は,複数の人が集まって,本を読んだ感想を述べ合い,読書体験の共有化を行い,そのことを通して本を深く読むことを図る活動である。

個人的な営みである読書を集団で行うことで読みを深めたり,広めたり,読書意欲を喚起したりする。

読書会には,次のようなものがある。

① 読書会

② 読書発表会

特定の参加者もしくは,全員がそれぞれ研究した本について発表する。色々な本の紹介や推薦にまで発展させる。

③ 読書遊びの会

(例) クイズを取り入れた読書会

これらの活動を行う際、積極的に取り組むことができるが、ややもすると、発表することにだけ集中しがちになり、発表までの過程での研究やまとめなど大切なことが軽視されがちになるので留意する。

読書発表会を開くための準備は次のように進める。

② 本の研究発表をするので、推薦する本を選んでよく読んでおく。

- ・ 内容
- ・ 作者について
- ・ 聞き手に説得できるように
- ・ 書名，著作者名，出版社名

② 発表メモを作成する。

③ 読書発表会を開く

研究発表会でもあるので、聞き手を意識してわかりやすく発表する。

また、時々、聞き手の反応をみる。さらに、発表を聞いた後で、必ず質問、感想を述べ、意見を交流する。

第11章 これからの学校図書館

図書館利用とかかわって常に重要なことは、図書館の構成要素「資料」「施設・設備」「人」の3つである

(1) 資料

資料が不備であれば、図書館はその魅力を失う。蔵書冊数は文部科学省の「図書標準」を満たしているが、なかには「古色蒼然」とした本が所蔵・管理されている。

古い資料も、もちろん以前のことを調べるのに不可欠なことは多々あり、古い資料も大切な資料である。調査・研究」には、「古い本」が重要な資料になることがある。

しかし、そうした理由とは別に、古い本が並んでいる。学校図書館担当者の多くは、そうした資料の問題性を認識している。「資料」の問題は、学校図書館の悩みの種でもある。

(2) 施設・設備

子どもの図書館利用に大きくかかわる。

学校図書館の利用経験が乏しい要因として、学校図書館の位置がある。

学校図書館に行きたくなる要因として、学校図書館の位置や学校図書館の雰囲気がある。

(3) 人

「人」（学校図書館担当者）の問題は、図書館を活性化し、利用者の満足度を高める大きな要因である。

常時「人」がいる。さまざまなことに目が行き届く。そして、「人」がいることによって、何よりも利用者の資料要求に対する日常的なサービスが可能になる。

「人」によるサービス、利用者と資料を結ぶ接点にある「人」のサービス。

「資料」も「施設・設備」も、その所与の条件を最大限に生かして、大きな需要を創り出すのは、「人」の力である。

司書教諭の創設は、学校図書館における「人」の位置づけを明らかにしたものである。

司書教諭は、まず、教育活動に役立つ資料・情報を整備し児童・生徒が自由に使いこなせる自主学習の場とする。

そして、児童・生徒が図書館を利用する際、検索や、使い方についてアドバイスする。

また、児童・生徒の興味・関心に合わせ、すぐれた読書教材を用意し、読書相談に応じたりする。

つまり、教諭として専門職の司書教諭として、図書館を通して教育課程に役立ち、児童・生徒の健全な成長を目ざして読書指導を行ったりする。

【引用・参考文献】

- ・河井弘志(2009),「図書館概論」,教育史料出版会.
- ・国立国会図書館HP, <http://www.kodomo.go.jp/kids/index.html>, (2018年2月取得).
- ・広島県教育委員会(2014),「広島県子供の読書活動推進計画—ことばの力を育てる読書活動をめざして—」(第三次), <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/kotoba-pl-book3.html>, (2018年2月取得).
- ・広島県教育委員会(2017),「広島県教育資料」, <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/heisei29nenhiroshimakenkyouikushiryoku.html>, (2018年2月取得).
- ・福永善臣(2008),「学校経営と学校図書館」,樹書房.
- ・ベネッセ教育総合研究所(2017),「子どもたちの読書活動の実態に関して」, www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/040/shiryo/ (2018年2月取得).
- ・Sarto, Monserrat著・佐藤美智代・青柳啓子訳(1997),「読書で遊ぼう アニマシオン 本が好きになる25のゲーム」,柏書房.

学校経営と学校図書館

2018年2月28日 初版発行

著者 堂免 寛

発行者 広島文教女子大学

〒731-0295

広島県広島市安佐北区可部東1-2-1

TEL 082-814-3191